

## 議案第3号関連資料

### 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所条例の制定について

#### 1 制定の目的

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所は、休日の応急的な歯科診療、並びに障害者等の歯科診療及び歯科相談を実施するため、総合福祉センター内において平成3年より（休日歯科は平成15年より）運営してきました。

このたび、当該施設の診療機能の拡充及び利便性の向上、さらには本市の口腔保健の推進に資することを目的に、施設を移転し「あかしユニバーサル歯科診療所」として開設するにあたり、業務内容等必要な事項を定めた条例を新たに制定しようとするものです。

#### 2 条例の概要

- (1) 施設の名称 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所
- (2) 位置 明石市鷹匠町1番33号 ※明石市立市民病院の敷地内
- (3) 業務 ① 一般の歯科診療所での治療が困難な者の歯科診療及び歯科相談  
② 休日の歯科応急診療
- (4) その他 ① 指定管理者の業務範囲  
② 使用料及び手数料 など

#### 3 診療体制

- (1) 常勤医の配置 (2名)
- (2) 診療日時の拡充 (障害者等歯科)  
【現在】水曜・木曜 午後1時～4時  
【移転後】月曜～土曜 (土曜は午前診のみ)  
午前9時30分～12時30分  
午後1時30分～5時00分
- (3) 診療台を5台設置 (現行3台)
- (4) 全身麻酔室を配備



(完成予想図)

#### 4 施行期日

令和2年6月1日

#### 5 あかしユニバーサル歯科診療所を核とした今後の取り組み

##### (1) 目指す方向性

あかしユニバーサル歯科診療所は、障害者や認知症・有病高齢者等のための受け皿ととらえるだけでなく、地域の一般開業医や歯科医師会と連携して、誰もが安心して歯科診療を受診できる環境を当事者目線、患者目線で提供していく核となります。

今回の整備を契機として、すべての市民が、生涯にわたって歯と口腔衛生の健康を保持、増進できるよう、あかしユニバーサル歯科診療所をその拠点施設として位置づけ、行政や歯科医師会など関係機関がそれぞれの役割分担のもと連携して市全体で市民の歯を守るネットワークを構築し、本市が進めるユニバーサルのまちづくりの一翼を担う施設として、施策を展開します。

(2) 今後の取り組み

- ① 乳幼児、妊産婦、障害者、認知症や介護を必要とする高齢者、貧困家庭の子どもなど、要配慮を伴う治療を必要としている一人ひとりの受診者の生活環境の特性に応じた歯科口腔の健康づくり施策を実施します。
- ② 幅広くユニバーサル活動を行っている関係団体との連携を深め、歯科治療を必要としている人が、必要としている治療を確実に受けることができるように、協力体制を構築します。
- ③ より多くの一般開業歯科医が、地域に密着し市民の身近で歯科診療を実施する「かかりつけ歯科医師」として一定の障害者治療等を行えるよう、障害者治療等の研修を実施します。
- ④ あかしユニバーサル歯科診療所は「かかりつけ歯科医」である一般開業歯科医と連携し、一般開業歯科医では対応が困難となった患者をしっかりとバックアップしていく体制を整備します。
- ⑤ 歯科従事者全体の障害者理解を深めるために、市の障害施策担当等により、歯科医や歯科衛生士等に対する障害者理解や合理的配慮についての研修を行います。
- ⑥ 患者はもとよりご家族からの相談に対し、スタッフが経験や培ってきた専門性を活かして応えるとともに、内容に応じ適切な関係機関へつなぎます。
- ⑦ これまでの週2回の診療から、月曜日から金曜日までのすべての平日と土曜日、さらには休日診療においては障害者等の患者にも対応していくなど、365日市民の歯に寄り添う体制の充実を図ります。
- ⑧ 訪問歯科診療の拡充を図ります。
- ⑨ 隣接する市民病院と連携し、入院患者の周術期の口腔ケア等を行います。

